

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令要綱

第一 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の政令で定める日（以下「指定日」という。）を平成十九年一月一日とすること。

第二 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）に職員を引き継ぐ特許庁の部局又は機関は、総務部、審査業務部及び特許審査第一部に置く課又はこれに準ずる室のうち経済産業省令で定めるものとする。

第三 情報・研修館が国から承継する権利及び義務は、経済産業大臣が指定するものとする。

第四 情報・研修館の理事長が指定日の前日までに申請したときに限り、情報・研修館に対し、国有財産を無償で使用させることができることとする。

第五 この政令は、公布の日から施行するものとする。